

令和7年11月20日
保健福祉局地域福祉推進課

「北九州市地域福祉計画」の計画期間延長について

「北九州市地域福祉計画」は、社会福祉法に規定する「市町村地域福祉計画」として、令和2年度に策定された（計画期間：5年間）。

現行計画は、令和7年度末に終期を迎えることから、令和8年度を始期とする次期計画の策定が必要となるが、下記理由により現行計画の期間を延長するもの。

1 内容

- (1) 現行計画の期間を1年延長し、終期を令和8年度末とする。
- (2) 次期計画の開始時期を令和9年度とする。

2 延長の理由

- (1) 総務市民局が、「北九州市地域コミュニティビジョン」の報告書を令和7年度末までにとりまとめ、本市の目指すコミュニティの将来像やその実現に向けた方向性等を定めた「骨太の方針」を示す予定である。
- (2) 「地域コミュニティビジョンは」多様な主体による全世代参加型地域コミュニティを目指しており、地域福祉活動への住民参加の促進を定める「地域福祉計画」と共通する部分がある。
- (3) 次期計画の策定にあたり、「地域コミュニティビジョン」で定める将来像も踏まえ、共助の仕組みについて議論する必要がある。
- (4) 上記を踏まえ、現行計画の期間を1年延長し、次期計画の始期を令和9年度とするもの。

3 計画期間

【変更前】 令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

【変更後】 令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9…
現行地域福祉計画				計画期間	→	延長	
地域コミュニティビジョン					→	検討 報告書まとめ	
次期地域福祉計画					→	策定作業	計画期間